

規制影響分析書要旨

規制の名称	介護事業運営適正化に関する介護事業者に対する規制の見直し	
主管部局・課室	老健局振興課	
関係部局・課室	老健局総務課、総務課介護保険指導室、介護保険課、計画課、計画課認知症・虐待防止対策推進室、老人保健課	
評価実施時期	平成20年3月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>広域的な介護サービス事業者に対する指導・監督体制等を充実させるため、以下の内容の規制を整備する。</p> <p>① 業務管理体制の整備の義務付け及び指導・監督権の創設 公益性の高い介護事業を行う事業者のより高い水準の法令遵守と事業運営の透明性の確保のため、事業者に対して、当該事業者の規模に応じた業務管理体制の整備を義務付ける。また、国、都道府県及び市町村に対して、新たに事業者の本部等への立入調査権等を創設する。さらに、事業者の業務管理体制に問題がある場合に、是正勧告・是正命令を行うことができる権限を創設する。</p> <p>② 不正事業者による処分逃れ対策 事業廃止届の提出について、事後届出制から事前届出制に改める。また、同一法人グループ内に指定取消を受けた事業者がある場合及び監査中に正当な理由なく事業廃止届を提出した場合について、指定・更新時の欠格事由に追加する。</p> <p>③ 指定・更新の欠格事由の見直し ある事業所の指定取消が行われた場合に、同一事業者が展開する他の事業所の指定・更新を一律に認めない仕組みを改め、不正行為への組織的関与がない場合等は指定・更新ができる仕組みとする。</p> <p>④ 事業者に対するサービス確保の義務付け 事業廃止等の際も介護を必要とする高齢者が適切なサービスを継続して受けることができるよう、事業者に対して、事業廃止時における利用者のサービス確保対策を義務付ける。</p> <p>⑤ 返還金・加算金に係る徴収規定の追加 悪質な事業者から、介護報酬の返還や加算金の支払いを確実に行わせることができるよう、当該返還金・加算金を保険者が強制徴収できる規定を整備する。</p>	
	(根拠条文)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法(平成9年法律第123号)第22条、第70条、第74条、第75条、第75条の2、第115条の32、第115条の33、第115条の34等 ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第14条の3、第16条、第29条
想定される代替案	業務管理体制について、都道府県(地域密着型(介護予防)サービスは市町村)が指導監査を行い、国は関与しない。	

想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	<p>介護事業者は、法令遵守担当者を設置する等、法令遵守のための業務管理体制の整備に要する費用を負担するが、従来においても法令遵守を含む業務管理体制の整備は当然のことであり、多数の事業者は行っているものと考えられ、この面の負担の増加は小さい。ただし、業務管理体制の整備状況について都道府県等への届出に係る負担は増加する。</p>	<p>介護事業者は、法令遵守担当者を設置する等、法令遵守のための業務管理体制の整備に要する費用を負担するが、従来においても法令遵守を含む業務管理体制の整備は当然のことであり、多数の事業者は行っているものと考えられ、この面の負担の増加は小さい。ただし、業務管理体制の整備状況について都道府県等への届出に係る負担は増加する。</p> <p>また、二以上の都道府県域に展開する事業者の業務管理体制整備に関する指導監督については、当該各都道府県によって実施されるため、最大47都道府県(地域密着型サービスを行っている場合はさらに指定を受けている市町村)が実施することも考えられ、立入検査を多数回受けるなど事業者の負担が相当程度増加する。</p>
(行政費用)	<p>新たに業務管理体制整備に関する指導監督を行う必要があるが、従来も指導・監査を行っており、従来の監査に業務管理体制が整備されているかという観点に加わるだけであるため、若干の負担の増加と考えられる。</p>	<p>新たに業務管理体制整備に関する指導監督を行う必要があるが、従来も指導・監査を行っており、従来の監査に業務管理体制が整備されているかという観点に加わるだけであるため、若干の負担の増加と考えられる。</p> <p>また、二以上の都道府県域に展開する事業者の業務管理体制整備に関する指導監督については、都道府県の指導監督権が重複するため、マクロで見た行政コストが増大する。</p>
(その他の社会的費用)	<p>その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p>	<p>その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p>
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(国民、介護サービス利用者への便益)	<p>介護事業者の事業運営の適正化がなされ、介護サービス利用者は、質の高い介護サービスを安定して継続的に受給することが可能となり、国民の介護サービスに対する信頼が高まる。</p>	<p>介護事業者の事業運営の適正化がなされ、介護サービス利用者は、質の高い介護サービスを安定して継続的に受給することが可能となり、国民の介護サービスに対する信頼が高まる。</p>
(介護事業者への便益)	<p>介護事業者は、法令を遵守するのは当然であるが、義務付けがなされることにより法令に違反するような事案が減少し、介護事業者に対する国民の信頼が高まる。</p>	<p>介護事業者は、法令を遵守するのは当然であるが、義務付けがなされることにより法令に違反するような事案が減少し、介護事業者に対する国民の信頼が高まる。</p>

分析結果	<p>介護事業者に、法令遵守のための業務管理体制の整備に関する届出等の費用が発生するが、本来介護事業者は公益性の高い介護事業を営む以上、法令遵守や利用者のサービス確保のための責任を負っており、介護利用者、ひいては国民の介護サービスへの安心感・信頼につながるという便益を勘案すると、本規制の新設・改廃は政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられる。</p> <p>なお、代替案においては、費用については事業者の業務管理体制の整備に係る遵守費用が立入検査を多数回受けることとなるため相当程度増大し、また、指導監督権の重複という行政コストの無駄が生じることとなる。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>大手介護サービス事業者の不正事案の発覚を受け、平成19年7月日から厚生労働省に設置された「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」において、全5回にわたり、介護事業の適切な運営について検討が行われ、「介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書(以下「報告書」という。）」がまとめられた。</p> <p>また、その後、社会保障審議会介護保険部会において、介護事業運営の適正化について全3回にわたり議論が行われた。この審議会等には、介護の従事者の代表を始め様々な分野にわたる学識経験者及び利害関係者が参加しており、多様な観点から介護事業運営の適正化について御議論いただいたものであると考えている。</p> <p>今回の法改正の内容は、この審議会等での意見を反映した意見書(報告書の内容について了承)に従ったものであり、各立場からの意見が十分に反映されていると考えている。</p>
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。</p>
備考	—